

## マイナンバー、3つの論点

菅政権ではデジタル庁の創設やマイナンバーの活用が最重要課題の一つとなっています。背景には、コロナ禍で判明した国・地方のデジタル基盤がお粗末で、国民全員に10万円を配る特別定額給付金制度（以下、給付金制度）が混乱をきたし、時間がかかったということがあげられます。

一方マイナンバーの活用拡大については、国民に様々な懸念があり、丁寧に議論を行ったうえで進めていく必要があります。そこで、マイナンバーに関する3つの論点を取り上げて考えてみましょう。

まず、前述の給付に当たってマイナンバーは今回なぜ活用されなかったのかという問題です。この点については、給付金制度の事務は、番号法に記載されたマイナンバー利用事務には類さないとされています。番号法は、プライバシーへの配慮からその利用を社会保障・税・災害の3分野に限定しており、そのいずれにも当たらない

今回の給付金制度では活用ができなかったのです。今後マイナンバーの活用範囲を広げるためには、その都度国民の理解を得るための法律改正が必要になるということです。

一方でマイナンバーカードは、カード搭載のチップが公的個人認証機能を持つので給付金申請の本認証に活用されましたが、住民基本台帳との突合に時間がかかり、これも改善すべきことがわかりました。

次に、預金口座へのマイナンバーの付番という問題です。給付が遅れた最大の理由は、預金口座と紐づけされていないので照合に時間がかかったということです。そこで、個人の申し出により、給付を受けるための口座をマイナンバーポータルに登録する制度が議員立法として提案されています。

一方、マイナンバーの導入目的は、公平な課税と効果的な社会保障給付です。相続税など公平な課税のためには、預金口座への付番

は欠かせません。また社会保障分野でも、所得だけでなく資産を勘案して余裕のある者に負担を拡大していくことが公平化につながります。世界を見ても、預金口座と番号が紐づいていないのはわが国だけという事実があり、政府ではより広い範囲での口座付番について検討が進められています。

この点について国民は、国（税務当局など）に口座情報を知られたくないという強い思いがあり、付番には消極的です。しかし付番しても、国が個人の口座内容を法律の根拠なく勝手に見ることはできません。逆に税務調査の必要があれば、付番の有無にかかわらず個人の口座内容を見ることは可能で、正直な納税者には問題がないと言えます。誤解をただしていく必要があるでしょう。

最後に、プライバシーの問題です。これは政府への信頼の問題だという意見があります。その通りですが、番号の活用が顕著な国として挙げられるエストニア、韓国、

中国、スウェーデンを見てみましょう。エストニアはロシアの脅威に国の存亡が侵されており、韓国は準戦時体制の国で、中国は共産党支配の国という固有の事情があります。スウェーデンは、第一次、第二次大戦を通じて中立国で、国家のために国民の命が犠牲にされたという歴史がないことが政府への信頼につながっています。

このような事情の存在しないわが国では、セキュリティや個人情報保護のレベルを上げながら、番号のメリットとデメリットを比較考量してすすめていくという方法しかないと思われます。その際、政府が付番の必要性について国民の説得をすることも重要です。

番号の本質は、国民一人一人を識別するツールです。重要なことはそれを活用してどのような政策を作るかという点で、そこを議論しなければならぬと思います。デジタル・ガバメントという名称で、単に行政手続きの簡素化（重要なことですが）だけに終わってしまつては意味がないと思います。